

資料 1

議案第 1 号

県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区の指定について

石川県指定津幡鳥獣保護区
津幡特別保護地区

指定計画書（案）

令和5年 月 日

石川県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

河北郡津幡町字吉倉地内の町道吉倉5号線と町道吉倉小熊線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み山林と水田との境界に至り、同所から同境界を南西に進み石川県森林公園御館山林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み石川県森林公園の山道との交点に至り、同所から同山道を北西に進み石川県森林公園中央林道との交点に至り、同所から同林道を北北東に進み同町字吉倉と同町字大熊の字界との交点に至り、同所から同字界を東に進み町道吉倉小熊線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、石川県森林公園内にあり、カマンチャ谷内池を中心になだらかな丘陵地帯や池、湿地などの景色に富んだ地域で能登の代表的な里山の自然環境を備えている。毎年秋から冬にかけて、ツグミ、シロハラ、カシラダカ等が大群となって飛来し、重要な渡り鳥の渡来地になっている。このように、当該区域は、多様な森林環境に恵まれているため、特にツグミ類等の森林性鳥類の渡り鳥の重要な越冬地になっている。これらのことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、渡り鳥の保全を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

当該区域及び周辺は、昭和48年から石川県森林公園として県民の利用に供されているとともに、昭和48年から昭和58年までは国設笠谷鳥獣保護区特別保護地区として、また、昭和58年から現在までは県設津幡鳥獣保護区特別保護地区として保護されてきた野鳥の生息環境に恵まれた区域である。これまでに多数の野鳥の生息が確認されており、引き続き特別保護地区に指定し、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 99 h a

内訳

ア 形態別内訳

林 野 97 h a

水 面 2 h a

イ 所有者別内訳

地方公共団体有地	92 h a	}	都道府県有地	92 h a
			市町村有地等	0 h a

私有地等 5 h a

公有水面 2 h a

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

森林法による地域 水源かん養保安林 12 h a
(保健保安林と兼種)

石川県保健休養林施設条例に基づく地域 99 h a

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、石川県の中央にあたる河北郡津幡町に位置し、石川県森林公園内にあつて、標高20～100mの比較的低い丘陵地で、アカマツやスギ等の針葉樹林とコナラ、クヌギ、シデ等の落葉広葉樹林からなっている地域。

イ 地形、地質等

主として新第三紀層からなる津幡・森本丘陵地上にあり、全体的な地形は北方の宝達山の影響を受け、東または北に高く、西または南に低い。地質は中新世中期から後期にかけての砂礫層、凝灰岩、砂岩層、泥岩層などが配列し、さらに鮮新世から更新世にかけての堆積物、沖積堆積物が並ぶ。地形、地質は、このように多様性に富んでいるので、植物相、植生相の環境は多様である。

ウ 植物相の概要

加賀地方の低山域、丘陵域の典型的な植生が分布している。環境が多様で植生も多様性に富み、この地方を代表するほとんどすべての植生が認められる。

エ 動物相の概要

鳥類では、ホオジロ、シジュウカラ、ウグイス等の留鳥のほか、漂鳥や渡り鳥としては、夏はオオルリ、キビタキ、ホトトギス等が見られる。特に当地域一帯は、冬鳥の渡り鳥のコースとなっており、秋にはツグミ、シロハラ、カシラダカなどが大群となって通過する。さらに、冬期間、池や湿地ではオシドリ、コガモ等の水鳥が数多く越冬している。哺乳類では、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ノウサギ、イノシシ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 キジ、オシドリ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、トモエガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、カイツブリ、キジバト、カワウ、アオサギ、ダイサギ、ホトトギス、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、サシバ、コゲラ、アオゲラ、サンショウクイ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、メボソムシクイ、オオヨシキリ、シロハラ、ツグミ、キビタキ、オオルリ、カワラヒワ、イカル、ホオジロ、カシラダカ 等

イ 獣類 タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ノウサギ、イノシシ等

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

この地域における被害はない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

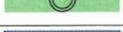
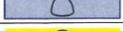
①鳥獣保護区用制札	0本
②特別保護地区用制札	9本
③案内板	0基
④給水器	0基
⑤給餌台	0基
⑥巣箱	0個
⑦その他	野鳥観察舎 1棟

津幡鳥獣保護区特別保護地区 位置図

発砲注意
(釣人あり)

津幡鳥獣保護区特別保護地区
面積 99ha

縮尺：十万分の1

凡 例	
	鳥 獣 保 護 区
	鳥獣保護区特別保護地区
	狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (イノシシ・ニホンジカを除く)
	休 獵 区
	特 例 休 獵 区 (狩猟が可能な鳥獣名イノシシ・ニホンジカ)
	特定猟具使用禁止区域(銃器)
	獵 区
	自然公園特別保護地区 (鳥獣保護区と重複する区域は除く)
	オリエンテーリングコース
	国 有 林
	官 行 造 林

津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区 区域説明図

(出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図)



県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区の指定に係る利害関係人への意見聴取調書

1 案件 県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区の指定について

2 意見聴取期間 令和5年8月29日（火）～令和5年9月11日（月）

3 意見聴取方法 意見書の提出

4 利害関係人の賛否及び意見概要

職 名	氏 名	賛 否	意見概要
津幡町長	矢田 富郎	賛成	
石川県農林水産部森林管理課長	石井 康彦	賛成	
石川県観光戦略推進部観光企画課長	鈴木 繁浩	賛成	
吉倉区長	國本 憲史	賛成	
金沢森林組合代表理事組合長	山崎 浩一	賛成	
(一社) 石川県猟友会河北支部長	辻森 金市	賛成	
日本野鳥の会石川支部長	白川 郁栄	賛成	多くの野鳥が生息している保護すべき区域である。
鳥獣保護員	藤本 英幸	賛成	

5 石川県の判断

全員が賛成の意を示しており、計画書（案）どおり県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区を指定することが適切と思われる。

令和5年9月15日

石川県生活環境部自然環境課長